市町の納付金の配分方法

○ 県が市町に示す納付金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ計算し、合算したものです。

※後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度を支援するため、75歳未満の方全員が負担します。
※介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）の介護保険料に相当します。

○ 医療分は、市町ごとの所得水準及び年齢調整後の医療費水準を反映させ、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は、市町ごとの所得水準を反映させて、市町ごとに算定します。

所得水準の反映方法（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分共通）

どの程度反映させるかは都道府県で設定します。原則は全国平均に対する比率で、香川県の現状はおおむね応益分:応能分=54:46となります。

① 県全体の納付金算定基礎額を、人数シェアと世帯数シェアに応じて配分する額（応益分）と、所得シェアに応じて配分する額（応能分）の2つに分ける。
※応益分と応能分の比率は、県の所得水準に応じて決まります（国が毎年係数を提供します）。

② 応益分を当該市町の人数シェアと世帯数シェアに応じて、応能分を当該市町の所得シェアに応じて各市町に配分する。

応益分（人数・世帯数）54			応能分（所得）46		
A市 100	B市 100	C市 100	A市 100	B市 100	C市 100

※A市・B市・C市は応益シェア・応能シェアが同じ

医療費水準の反映方法（医療分の算定のみ）

どの程度反映させるかは都道府県で設定します。原則は年齢調整後の医療費水準を全て反映させます。

年齢調整後の医療費水準により、各市町の配分額を増減させる。

※応益シェア・応能シェアが同じ（上記②で配分された納付金額が同じ）で医療費水準が異なる3市（A市0.9、B市1.0、C市1.2）をモデルに、年齢調整後の医療費水準を反映させた場合を示したのが下図で、医療費水準の高いC市の納付金額が多くなります。

A市 100	B市 100	C市 100	→	A市 100×0.9	B市 100×1.0	C市 100×1.2

国民健康保険料率の決定

○ 市町は、県が示した納付金額、標準保険料率等を参考に、収納率の見込み、基金からの繰入等を考慮して、保険料の算定方式（3方式、4方式）、保険料率等を決定します。

香川県の国民健康保険の現状

① 被保険者数（総数）は年々減少している一方で、前期高齢者（65歳以上75歳未満）の割合は、増えています。
② 1人あたり医療費は、全国と比べ高くなっています。
③ 1人あたり所得は、全国と比べ低くなっています。

1人あたり医療費の推移と対前年度比伸び率

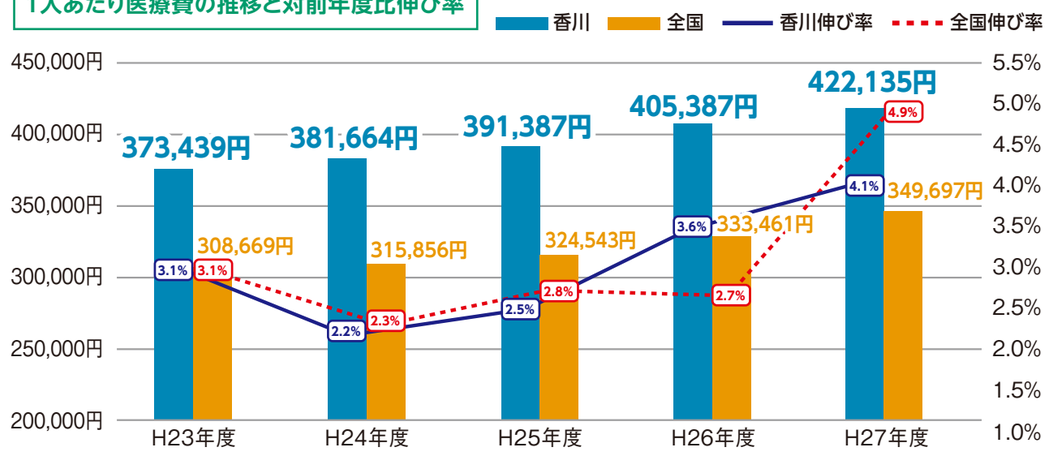

資料:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

県内の保険料水準の統一

○ 現状では、市町間の医療費水準に差異が生じていることから、原則どおり、**年齢調整後の医療費水準を市町ごとの納付金に反映させるため、県内の保険料水準の統一は行わないこととしています。**

○ 県内の保険料水準の統一については、当面、時期を限定せず、将来的に、年齢調整後の医療費水準等の市町間格差が縮小した時点で、検討します。

○ 県、市町は、年齢調整後の医療費水準の差異を縮小させるとともに、1人あたり医療費を全国平均程度とするよう、保健事業や医療費の適正化等に取り組みます。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるために

① 生活習慣病を予防する

- 「特定健診」を受診しましょう!
- 適度な運動を毎日続けましょう!
- バランスの良い食事を心がけましょう!

② 正しく医療費を使う

- 「かかりつけ医」を持ちましょう!
- 薬を正しく飲みましょう!
- ジェネリック医薬品を活用しましょう!
- 夜間の急病、子どもの急な病気やけがの時には、「救急電話相談」に連絡してみましょう! 一般向け087-812-1055 小児向け#8000 午後7時～翌朝8時（相談無料。ただし通話料はかかります）
- 交通事故などで国民健康保険を使って医療を受ける場合は、『第三者行為による傷病届』をお住まいの市町の窓口に提出しましょう!